

平成28年6月23日

各 位

東京都港区港南三丁目5番14号
ヒビノ株式会社
代表取締役社長 日比野 晃久
(コード番号：2469)
問い合わせ先： 執行役員ヒビノGMC経営企画本部長
大 関 靖
電話番号： 03-3740-4391

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成18年5月29日に開催された当社取締役会において、大規模買付行為への対応方針を決議、同日より発効いたしました。その後、平成26年6月24日開催の当社取締役会において対応方針の内容の一部を変更（以下、「本対応方針」といいます。）いたしましたが、その有効期間は毎年の当社定時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会の時までとなっております。

当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

かかる検討の結果、本日開催された第53回定時株主総会終了後、最初に開催された当社取締役会において、本対応方針を平成29年3月期に係る第54回定時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会の終結の時まで継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本対応方針の継続の決議は、本日開催された第53回定時株主総会で選任されました当社取締役全員の賛成によるものであり、当社監査役全員からも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式への大規模な買付行為等に関する提案は一切ございません。

会社支配に関する基本方針及び本対応方針の詳細は、添付のとおりです。

以上

1. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の向上の方針

当社は、「創造と革新」を経営理念に掲げ、音と映像の事業を基軸としたプロ用AV&ITのトータル・ソリューション企業として、各事業部門及び子会社との相乗効果を高めるとともに、時代の変化を先取りして創造性を最大限に発揮できる体制を企業グループ全体で共有しながら、日々の改善・改革を実行し、事業の継続的な発展により、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社は、顧客のニーズに、長年の実績により積み上げてきたノウハウや技術力に裏打ちされた、信頼性の高い、安全で高品質の製品・商品・サービスを適正な価格で提供してまいります。

事業を拡大していくことで株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）に満足していただくことが最善であるとの考えから、企業価値については株主共同の利益の確保・向上に向けて法令等を遵守しながら利潤を追求してまいります。社会への貢献や環境への配慮も重要なファクターと考えております。

当社では、以上の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針を決定する者」であることが望ましいと考えております。

また、当社は上記の方針を実現するため、企業グループとして、組織体制の見直しや施策の実施等に加え積極的なIR活動と適時適切な情報開示を行うことで、透明性の確保された質の高い企業グループ体制を構築することを目指し、平成28年3月期より中期経営計画「ビジョン 300」に着手しております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社に、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、買収の条件等（対価・種類、買付けの時期、買付けの方法等）が対象会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適當なもの、対象会社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などのステークホルダーとの関係を破壊し、企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が含まれていることも想定されます。

また、当社は創業者およびその親族等の株主が発行済株式数の約44%を保有しておりますが、株主個々の事情による株式の譲渡や、相続等の処分によって持株比率が低下する可能性も否定できないことから、今後、当社株式に対する大規模な買付がなされる可能性を有するものと考えております。

さらに上記（1）の方針により、安定的かつ持続的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠と考えております。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようなIR活動を目指しておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらに当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会とし

ての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない。」と判示され、その正当性が是認されているところで、(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、「大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)を設定することといたしました。

なお、大規模買付行為への対応方針の具体的な内容につきましては、下記2.「大規模買付行為への対応方針」のとおりであります。

① 上記の取組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

- (a) 当社取締役会は、上記の取組みが上記(1)の方針に沿って策定され、また大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。
- (b) 当社取締役会は、大規模買付行為に係る対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会規程(概要については、別紙2をご参照ください。)を採択するとともに、特別委員会(委員の氏名・略歴については、別紙3に記載のとおりです。)を設置し、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合には特別委員会の勧告を最大限尊重することとしており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

② 本対応方針の対象となる当社株式の買付行為

本対応方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を適用対象とします。

(注1) 特定株主グループとは、以下を意味します。

- (a) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

- (b) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

(注2) 議決権割合とは、

- (a) 特定株主グループが、(注1)(a)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第

27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

- (b) 特定株主グループが、(注1)(b)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、各四半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、という以下に掲げる大規模買付ルールを設定しました。

① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

② 必要情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）を提供していただきます。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。なお、当社は、上記①に定める意向表明書受領後20営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- (e) 当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会その他利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、当社の経営に参画した後に予定する変更の有無及びその内容
- (f) 上記(d)及び(e)が、当社及び当社グループの企業価値を安定的かつ持続的に向上させることの根拠

③ 必要情報の追加提供

当社取締役会は、必要情報の提供を受けた場合には、提供された必要情報の検討を開始します。この場合において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められるときに、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

④ 取締役会評価期間

上記②及び③により必要情報の提供を受けた場合には、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

⑤ 取締役会意見の公表または代替案の提示

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

① 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

② 例外的な取扱い

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの（注）と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の発行（概要については、別紙1をご参照ください。）等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討し、後述する特別委員会の勧告を経た上で決定することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時・適切に開示します。

(注) 濫用目的によるものとは

例えば、大規模買付者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、などを想定しています。

(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時・適切に開示します。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記(2)または(3)において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

(5) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議しました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役ならびに社外有識者（注）の中から選任します。

本対応方針においては、上記(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません、上記(3)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があります、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、上記(2)②に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記(3)に記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

(注) 社外有識者とは

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(6) 本対応方針の継続及び廃止

本対応方針の有効期間は、毎年の上場時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会までであり、当該取締役会において、本対応方針の継続の可否について決議しております。また、企業価値・株主共同の利益確保の観点から、会社法その他企業防衛に係わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、必要に応じて本対応方針の変更の決議を行います。

ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会が、本対応方針の継続または更新、廃止の決定を行った場合には、その概要を速やかに当社株主及び投資家の皆様へ開示します。

3. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本対応方針の株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記2.(2)および(3)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において著しい損失を被るような事態が生じないよう努める方針です。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

上記にかかわらず、当社取締役会が新株予約権発行後の一定の日をもって、大規模買付者及びその一定の関係者を除く株主の皆様の新株予約権を取得し、当該新株予約権と引換えに当社の普通株式の交付を行うことを決議した場合には、該当の株主様の一斉に株券を交付いたしますので、上記行使の手続きを経ることなく株券の交付を行います。

なお、当社取締役会が特別委員会に対して諮問し、その勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、当社株主の皆様には新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った当社株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

4. 本対応方針の合理性について

当社取締役会は、本対応方針の策定に際して、以下の諸点について考慮することにより、本対応方針が上記1.「会社の支配に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意志の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる際に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能にすることで、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意志を反映するものであること

当社は、平成18年6月29日開催の第43回定時株主総会において、当社取締役の任期を従来の2年から1年に短縮いたしました。従って、本対応方針を継続するか否かについては、当社取締役を選任するか否かを通じて、株主の皆様の意思が毎年反映されることになると考えております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応方針における大規模買付行為への対抗措置の発動の決定は、上記2.「大規模買付行為への対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成されている特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運営を担保するための手続きが確保されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みも確保しているものと考えております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って本対応方針はいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当て方法
新株予約権無償割当ての規定により、当社取締役会が新株予約権発行決議において定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）の数に応じて新株予約権を割り当てる。
2. 発行する新株予約権の総数
新株予約権発行決議において定める割当期日における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）に応じて当社取締役会が決定する。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。
3. 新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日
新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。
4. 新株予約権の目的となる株式の種類
新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。
5. 新株予約権の目的となる株式の総数
 - (1) 新株予約権発行決議において定める割当期日における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）と同数を当初の上限とする。
 - (2) 当社が新株予約権発行後、株式の分割または株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円とする。
7. 権利行使期間
新株予約権発行決議において当社取締役会が定める日から6ヶ月を経過する日までとする。
8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、行使に際して出資される財産の価額の総額を資本金として計上する。
9. 譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
10. 行使条件
大規模買付者及びその一定の関係者は、新株予約権を行使することができない。詳細については当社取締役会で別途定めるものとする。

11. 取得条項

- (1) 当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権のうち上記 10 の規定にて新株予約権を行使できない者の新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は当該新株予約権を取得するのと引換えに、当社普通株式を交付する。
- (2) 当社は、新株予約権の効力発生日から、権利行使期間の開始日又は上記(1)による取得の日のいずれか早い日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

12. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時の存続会社等による新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転を行う場合は、それぞれ会社法 236 条 1 項 8 号イないしホに定める株式会社の新株予約権を交付することができる。

13. 新株予約証券の発行等

当社は新株予約権に係る新株予約証券を発行しない。

以 上

特別委員会規程の概要

- 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
 - ① 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動
 - ② 買収提案者との事後交渉に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の廃止
 - ③ 前二号に準じる重要な事項
 - ④ その他、当社取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
- 特別委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 特別委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

特別委員会の委員略歴

金子 基 宏

(略歴)

昭和56年4月	(株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行
平成14年4月	(株)みずほ銀行駒込霜降橋支店長
平成15年9月	同行大塚支店長
平成16年4月	同行今治支店長
平成18年3月	同行秘書室長
平成20年4月	同行執行役員秘書室長
平成21年4月	同行執行役員本店長
平成23年4月	同行常務執行役員
平成24年6月	みずほ情報総研(株)代表取締役副社長(現任)
平成26年6月	当社社外監査役(現任)

唯 木 誠

(略歴)

昭和47年4月	東京国税局入局
平成23年7月	目黒税務署署長
平成24年7月	東京国税局調査第一部次長
平成25年7月	麴町税務署署長
平成26年8月	税理士登録、唯木誠税理士事務所開設(現任)
平成27年6月	当社社外監査役(現任)
平成28年5月	日生研㈱監査役(現任)

栗 原 守 之

(略歴)

平成10年4月	弁護士登録(東京弁護士会)
平成17年5月	栗原法律事務所開設、代表(現任)
平成18年4月	東京弁護士会法制委員会副委員長

以 上